



第5章  
子ども・子育て支援法にかかる  
事業計画(第3期)



## 第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画(第3期)

### 1 子ども・子育て支援制度

#### (1)国の制度のポイント

2012(平成24)年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律と関連法に基づき、2015(平成27)年4月から新しい子育て支援の仕組みがスタートしました。この仕組みの中で、子育てをめぐる現状において下記の3点が課題であるとして示されています。

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保及び教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

制度の趣旨と主なポイントは下記のとおりです。

#### 【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

#### 【主なポイント】

- ①認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設し財政的支援を一本化
- ②認定こども園制度を改善し、「幼保連携型認定こども園」について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子育て支援(「地域子ども・子育て支援事業」)を充実
- ④基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定し、給付・事業を実施
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥制度ごとにバラバラであった政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置、2023(令和5年)4月よりこども家庭庁に統合)
- ⑦国に子ども・子育て会議を設置し、市町村等にも地方版子ども・子育て会議を設置

## (2)子どものための教育・保育給付(施設型給付費・地域型保育給付費)の内容

幼児期の学校教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。給付は「施設型給付費」と「地域型保育給付費」に分かれます。

### ■施設型給付費

施設型給付の対象は、「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」の教育・保育施設です。市町村が事業者に対して施設型給付費を支給することになります。

### ■地域型保育給付費

市町村による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

## (3)子育てのための施設等利用給付(施設等利用費)の内容

子どものための教育・保育給付の対象でない幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象として、以下の支給要件を満たしたこどもが利用した際に要する費用を支給します。

### 【支給要件】

- ・保育の必要性のない満3歳以上のこども  
(子どものための教育・保育給付の対象でない幼稚園等で教育時間のみを利用するこども)
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過しているこどもから満6歳まで  
(小学校就学前まで)のこどもであって、保育の必要性があるこども
- ・満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもかつ世帯が市民税非課税世帯に該当し、保育の必要性があるこども

## (4)地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で定められており、各市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、地域の課題解決のために必要なサービスを提供していきます。

## (5)仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業等)の内容

企業主導型保育事業は、2016(平成28)年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度です。国が主体となっていく事業で、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行います。

また、自社等の従業員が利用する『従業員枠』のほか、地域の住民等が利用する『地域枠』(総定員の50%以内)を設けて運営することも可能です。

## (6)子ども・子育て支援制度における認定こども園・幼稚園・保育所等の利用の流れ

子ども・子育て支援制度では、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が、「3つの認定区分」に応じて決まります。施設などの利用にあたって、保護者には利用のための「認定」を受ける必要があります。

■ 施設ごとの認定区分は、以下とおりに対応しています。

利用先	施設の内容	認定区分
幼稚園	幼児の心身の発達のために、教育及び保育を行います。	1号
認定こども園	幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた教育及び保育を行います。	1号 2号 3号
保育所(園)	共働きなど家庭で保育が困難なこどもの教育及び保育を行います。	2号 3号
地域型保育 (事業所内保育事業)	事業所の保育施設で、従業員のこどもと家庭で保育が困難なこどもの教育及び保育を行います。	3号

■ 認定基準：保育の必要性の認定にあたっては、以下の3点について基準を策定します。

事由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイムや夜間の就労など、基本的にすべての就労。
	② 就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の看護等、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市が定める事由。
区分	① 保育標準時間 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり11時間までの利用に対応。(現行の11時間の開所時間に相当)
	② 保育短時間 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。1日あたり8時間までの利用に対応。(本市では、就労の下限時間を64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等。

## 2 子ども・子育て支援法にかかる子ども・子育て支援事業計画について

### (1) 子ども・子育て支援事業計画の作成と事業の計画的な実施について

基本指針では、「市町村は、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、当該計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。」とされています。

### (2) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

基本指針では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握について下記のとおり記されています。

#### 【現状の分析】

市町村子ども・子育て支援事業計画については、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、さらにこどもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析して、それらを踏まえて作成することが必要である。

#### 【現在の利用状況及び利用希望の把握】

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。なお、地域子ども・子育て支援事業のうち子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業または親子関係形成支援事業（以下「家庭支援事業」という。）については、市町村は必要に応じて児童福祉法第二十一条の十八第一項に規定する利用の勧奨及び支援（以下「利用勧奨」という。）並びに同条第二項に規定する支援の提供（以下「利用措置」という。）を行うこととされていることから、家庭支援事業の量の見込みの推計にあたっては、利用勧奨及び利用措置による事業の提供量についても勘案すること。

### (3)各種事業におけるニーズ量の推計手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となる子どもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

### (4)量の見込みの算出にあたり用いる推計児童数

子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」については、推計児童数に基づき算出することになるため、計画期間における将来人口推計が必要となります。

#### ○推計方法

人口推計を行うにあたり、主な方法として「コーホート変化率法」と「コーホート要因法」の2種類があります。ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ期間)に生まれた人々の集団のことを指します。

今回の人口推計にあたっては、近い過去に特殊な人口変動(土地区画整理事業や大規模な災害等)はなく、計画期間である2025(令和7)年度から令和2029(令和11)年度においても、現時点では特殊な人口変動が起きるとは考えられないため、前回の第2期計画でも、採用した方法「コーホート変化率法※」を採用するものとします。

推計人口は、住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)の実績を用いて、コーホート変化率法で算出しました。コーホート変化率及び出生率は、直近の数値としています。

#### ※コーホート変化率法

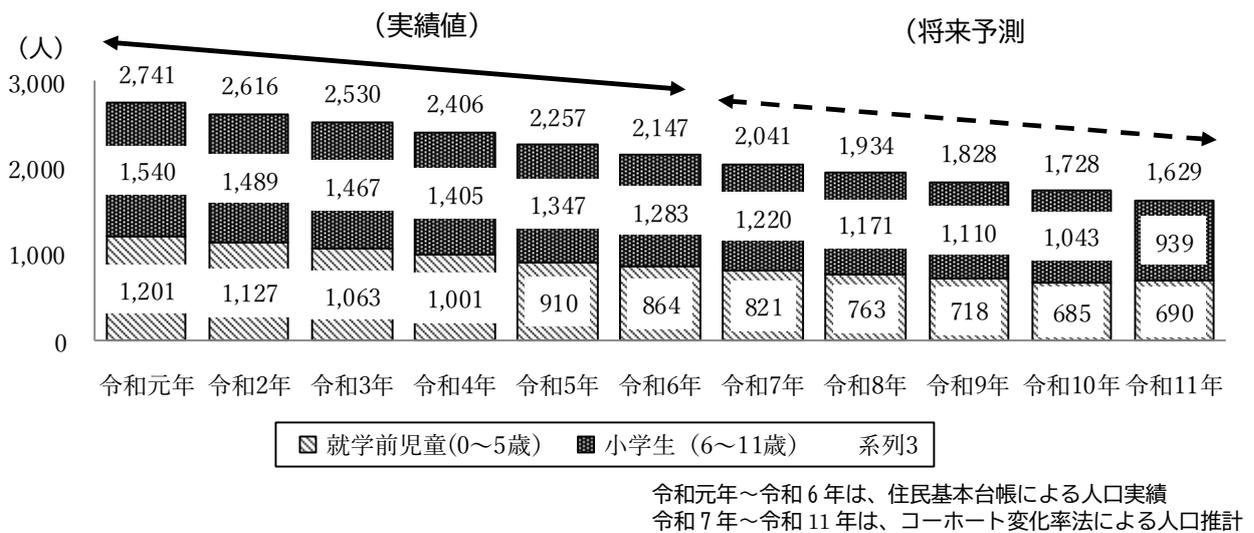
各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。基準人口の増減を出生と死亡、転出入を含めた、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、推移を算出していきます。

今回のように推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

### (5) 量の見込みの算出にあたり用いる推計児童人口(0歳～11歳)

本市の「就学前児童人口」は、実績値で2019(令和元)年の1,201人から2024(令和6)年には864人と、337人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では、今後5年間も減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には690人になると予想されます。

「小学生児童人口」も、実績値で2019(令和元)年の1,540人から減少傾向で推移し、2024(令和6)年には1,283人と257人減少しています。コーホート変化率法による将来予測値の人口推計では、今後5年間も就学前児童と同様に減少傾向で推移し、計画期間最終年の2029(令和11)年には939人になると予想されます。



本見込み量算出に使用する本市の将来の児童推計人口は、下記のとおりです。

(単位: 人)

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	115	110	108	106	100
1歳	122	116	111	109	107
2歳	100	126	120	115	113
3歳	147	103	129	123	118
4歳	161	147	103	129	123
5歳	176	161	147	103	129
6歳	170	180	164	150	105
7歳	179	169	179	163	149
8歳	207	178	168	178	162
9歳	216	208	179	169	179
10歳	223	215	207	178	168
11歳	225	221	213	205	176

### 3 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。」としています。

本市においては、教育・保育提供区域の設定は1区域(市全域)とします。

#### ■ 教育・保育提供区域

	対象事業	提供区域
教育・保育	1号 教育施設(幼稚園・認定こども園)	1区域 (市全域)
	2・3号 保育施設(保育所・認定こども園)	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	
	② 地域子育て支援拠点事業	
	③ 妊婦健康診査事業	
	④ 乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤ 養育支援訪問事業	
	⑥ 子育て短期支援事業	
	⑦ ファミリー・サポート・センター事業	
	⑧ 一時預かり事業(幼稚園型以外・幼稚園型)	
	⑨ 延長保育事業	
	⑩ 病児・病後児保育事業	
	⑪ 放課後児童健全育成事業	
	⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	
	⑮ 児童育成支援拠点事業	
	⑯ 親子関係形成支援事業	
⑰ 産後ケア事業		
⑱ 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		

## 4 幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策

### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策

教育・保育の利用状況及び実態調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域で均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、就学前児童の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5か年における教育・保育の「量の見込み」(利用に関するニーズ量)を算出するとともに、それに対応する「確保方策」(量の見込みに対応する整備量と実施時期)を定めます。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、2024(令和6)年3月に就学前児童及び就学児の保護者を対象者とした実態調査を実施し、その結果をもとに、国が示した「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方(改訂版)」の手順に沿って算出し推計することを基本としつつ、本市の利用実績数値と比較するなどの検証を行い、利用実績と大きくかけ離れるものについては利用実績に基づき、対象となるこどもの数の推移の見込みや利用意向の推移を勘案して独自の算出方法により推計しました。

#### 《令和7年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
教育を希望	左記以外					
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		74	408	87	159	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
保提供数の合計(B)		116	393	86	250	
差異(B-A)		42	△15	△1	91	

《令和 8 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		63	346	83	174	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		53	47	3	76	

《令和 9 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		58	319	82	167	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		58	74	4	83	

《令和 10 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		54	299	80	161	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		62	94	6	89	

《令和 11 年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策》

単位(人)		1号認定	2号認定		3号認定	
		教育を希望	保育が必要		保育が必要	
			教育を希望	左記以外		
対象年齢		3～5歳		0歳	1～2歳	
量の見込み(A)		57	312	76	159	
確保提供数	幼稚園	25				
	認定こども園(幼稚園部分)	91				
	認定こども園(保育所部分)		290	55	149	
	保育所		92	20	58	
	地域型保育事業		0	9	34	
	認可外保育施設		11	2	9	
	企業主導型(地域枠)		0	0	0	
	保提供数の合計(B)		116	393	86	250
差異(B-A)		59	81	10	91	

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

本計画における量の見込みについては、国の「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」(2014(平成26)年1月)及び「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」(2024(令和6)年10月)及び地域子ども・子育て支援事業の実績値に基づいて算出しています。

### (1)利用者支援事業

#### 《事業内容》

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり等を行う事業です。

また、母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築します。

#### 《実績》※R6年度は見込み

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
母子保健型 ※R6からこども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 《確保策に対する考え方》

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援に向けて、教育・保育・保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、地域における保健・医療・福祉の行政機関等に対して利用者支援事業の周知等を図り、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めます。

#### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:か所

【特定型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

単位:か所

【こども家庭センター型】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

## (2)地域子育て支援拠点事業【子育て支援センター】

### 《事業内容》

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	8,933人	8,867人	8,932人	8,097人	9,291人
か所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

### 《確保策に対する考え方》

市報やホームページ、電子母子手帳アプリ「きらきら☆ぼし☆」やケーブルテレビ等での広報、講習会の実施や地域との連携により、子育て支援の強化を図ります。保健師や臨床心理士、栄養士等乳幼児の子育て世代に関わる行政職員をはじめ、地域の認定こども園、保育所(園)、民生委員・主任児童委員との関係を密接にし、子育ての悩みなどを解消し、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター等の情報提供に努めます。

また、2020(令和2)年度4月から三重ふれあい児童館において連携型地域子育て支援拠点を併設し、親子が集う場の提供を拡大しています。認知度を向上させ、これまで利用したことがない方も気軽に利用できるよう活動内容の情報発信にも努めます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8,161人	8,129人	7,761人	7,444人	7,118人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
確保方策	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人	12,000人
	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

### (3)妊婦健康診査事業

#### 《事業内容》

安心・安全な出産のために必要とされる妊娠中の定期的な健康診査(14回程度)にかかる検査費用について、妊婦の健康管理の充実・把握及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる費用を助成します。

#### 《実績》※R6年度は見込み

単位:母子手帳交付数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子手帳の交付数	150人	118人	100人	107人	98人

#### 《確保策に対する考え方》

妊娠早期の妊娠届出を促進し、妊娠中は母体や胎児の健康の確保を図るうえで定期的な健康診査の受診の重要性について、妊婦等に対して周知・広報に努めます。妊婦健康診査を実施する産科医療機関等と連携体制を構築し、支援を必要とする妊婦に対し、適切な支援を提供するよう努めます。

#### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:母子手帳交付数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	98人	95人	92人	89人	86人
確保方策	健診回数:14回 実施場所:県内医療機関(県外でも対応可能だが要相談) 実施時期:妊娠期間				

## (4)乳児家庭全戸訪問事業

### 《事業内容》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することにより、育児に関する不安や悩みの傾聴・相談、子育て支援に関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他援助を行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位：家庭訪問件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問件数	154件	131件	116件	125件	112件

### 《確保策に対する考え方》

母子健康手帳交付や転入手続き等の行政窓口や産科医療機関の協力を得て、本事業の周知を徹底し、パレナイタルビジット事業(育児等保健指導)と連携することで、育児不安を解消し、出産・育児を一連の流れとして捉え、子育て支援が受けられるような体制の強化を図っていきます。

また、全戸訪問の同意を得られない方には、「こども家庭センターきらきら☆」にて乳児及びその保護者の状況把握に努めていきます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：家庭訪問件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	113件	110件	107件	104件	101件
確保方策	実施場所：豊後大野市 実施体制：保健師、愛育会員、主任児童委員等				

## (5)養育支援訪問事業

### 《事業内容》

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、子育てに不安や孤立感を抱える家庭や、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭などに対し、その養育が適切に行われるよう、保健師等が家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他養育技術の提供等のための支援を行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位：家庭訪問延べ件数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問延べ件数	88件	135件	125件	121件	80件

### 《確保策に対する考え方》

様々な事情により孤立感を抱える家庭、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭、食事・衣服・生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等に対して、関係機関で情報提供・状況把握をしながら、養育環境の維持及び改善・家庭の養育力の向上を目指して、専門的な相談支援に努めます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：家庭訪問延べ件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	102件	99件	96件	93件	90件
確保方策	実施期間：豊後大野市 専門的相談支援：保健師、助産師、看護師、保育士等				

## (6)子育て短期支援事業

### 《事業内容》

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合など、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位：延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	63人	83人	241人	216人	199人

### 《確保策に対する考え方》

家庭での養育が一時的に困難となり支援が必要な家庭に対して、実施施設と行政が連携し、速やかに対応できる体制の充実を図ります。ファミリーホームや里親など実施施設を開拓します。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	198人	186人	175人	166人	162人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

## (7)ファミリー・サポート・センター事業

### 《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、「子育ての手助けをしてほしい人(よろしく会員)」と「子育てのお手伝いができる人(まかせて会員)」との相互援助を行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ預かり人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ預かり人数	58人	75人	68人	75人	70人

### 《確保策に対する考え方》

窓口や広報などで事業を広く周知するとともに、情報誌を作成し教育・保育施設等に配布し効率化を図ります。また、よろしく会員並びにまかせて会員の会員数の増加に努めていきます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ預かり人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	69人	65人	61人	58人	57人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

## (8—1)一時預かり事業(一時保育:未在籍園児対象)

### 《事業内容》

認定こども園・保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合に、認定こども園・保育所等において児童を一時的に預かります。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	269人	215人	80人	79人	70人

### 《確保策に対する考え方》

各施設の受入人数の向上に努めるために、ホームページ等の活用により、一時預かり事業や実施施設の広報を充実させ事業をより広く周知していきます。また、安心・安全な預かり体制づくりや、質の高い預かり保育ができるように努めていきます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	71人	67人	63人	60人	58人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人
(延べ利用人数と施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

## (8—2)一時預かり事業(預かり保育:1号認定児対象)

### 《事業内容》

幼稚園・認定こども園において在籍園児を対象として、教育時間終了後または長期休業中等の預かり保育を行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ預かり人数	5,063人	6,452人	5,490人	3,349人	2,370人

### 《確保策に対する考え方》

保護者が安心して働くことができ保護者のニーズに対応するため、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園・認定こども園に事業を委託します。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,865人	2,574人	2,403人	2,262人	2,244人
確保方策	6,400人	6,400人	6,400人	6,400人	6,400人
(延べ利用人数と施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所

## (9)延長保育事業

### 《事業内容》

就労形態の多様化等に伴い、保育所等において開所時間を超えて、在籍園児を保育します。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:登録人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録人数	383人	375人	321人	252人	252人

### 《確保策に対する考え方》

預かりの時間内における安全確保に努めるため、保育士配置の充実を図り、保育士の質の向上に努めるとともに、各利用年齢に対応した環境整備を促進します。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:登録人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	237人	222人	209人	199人	194人
確保方策	480人	480人	480人	480人	480人
(延べ利用人数と施設数)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

## (10)病児・病後児保育事業

### 《事業内容》

児童が病気時または回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行います。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位:延べ利用人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	701人	647人	917人	1,094人	1,047人

### 《確保策に対する考え方》

市報やホームページ等での広報により病児・病後児保育制度を知らない世帯への周知活動を強化するとともに、安心な保育環境を提供するための施設整備を推進します。また、利用者に対しては、病気のときだけでなく日常から保育を行う中で、こどもを見守る目を養うことも必要なことから、認定こども園・保育所等や子育て支援センターなどと連携して、親子の関わりの大切さを伝えて見守り、助言していきます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,016人	953人	899人	854人	833人
確保方策	1,740人	1,740人	1,740人	1,740人	1,740人
(延べ利用人数と施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

## (11)放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】

### 《事業内容》

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対して、学校の余裕教室や児童館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

### 《実績》※R6年度は見込み

単位：登録児童数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
登録児童数	632人	634人	591人	557人	508人

### 《確保策に対する考え方》

こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

また、各クラブの運営主体並びに支援員との連携を図り、適切な運営が図られるよう指導するとともに、児童の安全・安心な居場所を確保するための施設整備に取り組みます。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：登録児童数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	量の見込み 合計	500人	477人	458人	435人	379人
	1年生	126人	120人	116人	111人	94人
	2年生	141人	134人	130人	124人	105人
	3年生	111人	105人	102人	99人	84人
	4年生	56人	54人	51人	46人	44人
	5年生	42人	40人	38人	35人	33人
	6年生	24人	24人	21人	20人	19人
確保方策		600人	600人	600人	600人	600人
		13か所	13か所	13か所	13か所	13か所

## (12)実費徴収にかかる補足給付を行う事業

### 《事業内容》

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、対象者に費用の一部を補助する事業です。

### 《確保策に対する考え方》

国の制度に即して実施します。

## (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。新規参入施設等への相談・助言等の巡回支援や健康面・発達面において特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

### 《確保策に対する考え方》

今後も多様な事業者が特定教育・保育施設等の設置に参入できるよう、事業の実施にあたっては民間事業者の意向や国の動向を勘案しながら検討していきます。

## (14)子育て世帯訪問支援事業【新規】

### 《事業内容》

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。

### 《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい世帯数/0～17歳の全児童数)×平均利用日数です。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間利用延べ人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60人	60人	60人	60人	60人
確保方策	100人	100人	100人	100人	100人

## (15)児童育成支援拠点事業【新規】

### 《事業内容》

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない主に学齢期以降の児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭状況のアセスメントを行い、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保証と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

### 《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。  
算出方法は、6～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/6～17歳の全児童数)です。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間実利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	176人	172人	169人	165人	159人
確保方策	180人	180人	180人	180人	180人

## (16)親子関係形成支援事業【新規】

### 《事業内容》

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもを対象に、親子間の適切な関係性の構築を図り、こどもとの関わり方を学ぶことを目的とした事業です。

### 《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、0～17歳の推計人口×(利用が望ましい児童数/0～17歳の全児童数)です。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:年間実利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	-	23人	23人	23人	23人
確保方策	-	25人	25人	25人	25人

## (17)産後ケア事業【新規】

### 《事業内容》

誰もがより安全・安心な子育て環境を整えるため、退院直後から産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等きめ細やかな支援を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

### 《量の見込みの考え方》

2024(令和6)年度の実績から算出した年間の見込み数

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位:年間延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80人	78人	76人	74人	72人
確保方策	83人	83人	83人	83人	83人

## (18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

### 《事業内容》

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。

1月あたりの利用可能時間については、必要に応じて市単独での上乗せを行うなど、ニーズに即した取組みの実施について検討します。

### 《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。算出方法は、対象年齢の未就園児数×10時間(1人あたり月間利用可能時間)÷176時間(1月あたり受入可能時間数。1日8時間×22日)です。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：年間延べ利用人数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	5人	5人	4人	4人
確保方策	—	25人	25人	25人	25人

## (19)妊婦等包括相談支援事業【新規】

### 《事業内容》

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### 《量の見込みの考え方》

国が示した「量の見込みの算出の考え方」に基づき算出された数値を量の見込みとします。

### 《令和7年度～11年度までの量の見込みと確保方策》

単位：面談実施合計回数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100回	97回	94回	91回	88回
確保方策	110回	110回	110回	110回	110回

## 新・放課後子ども総合プランの推進

### <新・放課後子ども総合プラン>

共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な経験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

### <取組方針>

すべての子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、一体型を中心とした放課後子ども教室(放課後チャレンジ教室)と放課後児童クラブの計画的な整備を目指し、放課後子ども教室(放課後チャレンジ教室)と放課後児童クラブの連携に取り組みます。

また、プラン推進のための協議会を設立し、「小1の壁」解消についての協議を行います。

事業の実施においては、小学校等との調整が必要なため、学校教育課、社会教育課及び子育て支援課にて情報共有を図り、事業を進めていきます。

### <令和7年度から令和11年度までの量の見込みと確保方策>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	一体型 一か所
確保方策	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	連携型 一か所	一体型 一か所